

第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る届出勧奨等の取組

昭和61年度

昭和63年度以降、配偶者が厚生年金の加入者で不整合記録が生じている者など、一定程度、種別変更の届出を勧奨。

平成10年度

平成10年度以降は、①と②の情報に基づき、不整合記録が生じている者を把握して種別変更の届出を勧奨。

①配偶者が第2号被保険者でなくなったことに関する情報

②本人が被扶養配偶者でなくなったことに関する情報

政管健保

健保組合

共済

政管健保

健保組合

共済

○

○

○

○

×

○



平成17年度

平成17年度以降は、勧奨状を送付した後も届出がない者に対し、職権により種別変更を実施。

第3号被保険者の不整合記録新規発生防止のための主な対応について(案)

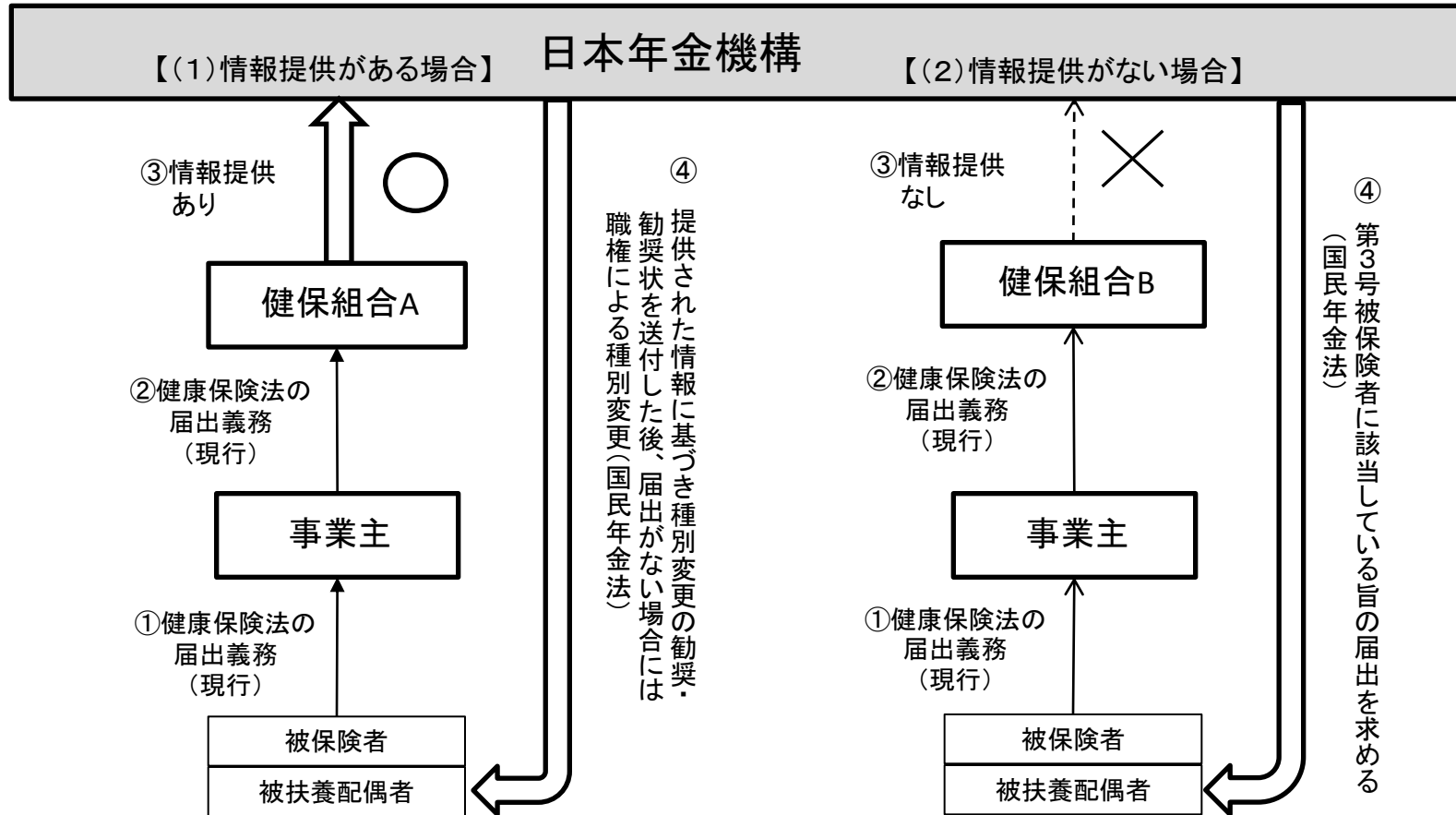
1 配偶者の属する健保組合において被扶養配偶者でなくなった場合の対策について

- 配偶者の属する健保組合において、被扶養配偶者でなくなったことについて、健保組合や事業主から情報の提供を求めることを検討する。
- 健保組合から情報提供を求めることとした場合の対応案は次のとおり(P3のイメージ図参照)。
 - (1) 協会けんぽ及び共済組合に加え、健保組合(1,447組合)からも被扶養配偶者でなくなったことに関する情報の提供を依頼する。
提供された情報に基づき、日本年金機構は、第1号被保険者に種別変更されていない被保険者に対し、種別変更の勧奨を行い、勧奨状を送付した後にも届出がない場合には職権による第1号被保険者への種別変更を行う。
 - (2) 被扶養配偶者でなくなったことに関する情報提供の協力が得られない健保組合の被扶養配偶者(第3号被保険者)については、「配偶者に扶養されており、第3号被保険者に該当している」旨の届出を求める(年1回を想定)。

2 勧奨状を送付しても返戻される場合の対策について

- 現在、日本年金機構は、不整合記録が生じていることを把握した者に対し、その住所に第1号被保険者への種別変更を行うよう勧奨状を送付している。
- 送付した勧奨状が宛先不明で返戻される場合、一般的には市町村に住所を照会し、その結果得られた住所に改めて勧奨状を送付している。
- 市町村から得られた住所に送付した勧奨状が返戻される場合や市町村から住所情報が得られない場合には、勧奨状を届けることができず、職権による種別変更も行えていない。
- 今後、勧奨状を送付しても宛先不明で返戻される者への対応を徹底するため、
 - (1) 日本年金機構において、業務処理マニュアルに新住所を調査する方法を具体的に記載する。
 - (2) 新住所を調査しても把握することができない者に対しても、職権による種別変更を行うことについて検討する。
- なお、将来的には、社会保障と税に関わる番号制度を活用することについて検討する。

配偶者の属する健保組合において被扶養配偶者でなくなった場合の対策のイメージ図



(注) 健保組合からの情報提供処理は、日本年金機構及び健保組合双方の事務を正確かつ効率的に行うため手作業によらず、電子媒体による情報のやりとりにより機械的に行う必要があり、日本年金機構と健保組合双方のシステム改修が必要となる。

その他の関連する取組について(案)

1 年金裁定時における不整合記録の審査の徹底

年金裁定時において第3号被保険者期間の不整合記録の審査を徹底するために、

- (1) 日本年金機構の業務処理マニュアルに具体的なチェック項目を記載するとともに、
- (2) 配偶者が第1号被保険者期間で本人が第3号被保険者となっている場合について、機械的に不整合期間をチェックできるシステムを開発する。

2 不整合記録是正のための周知・確認依頼

ねんきん定期便、ねんきんネット等を活用し、第3号被保険者が行うべき手続などについて周知徹底を図るとともに、自らの年金記録の確認を求める。

- (注) ねんきん定期便とは、ご自身の年金記録を定期的に確認できるよう、平成21年度から国民年金・厚生年金の現役加入者の誕生月に送付しているもの。
ねんきんネットとは、年金加入者や受給者の方がインターネットを通じてご自身で手軽に年金記録を確認することができるサービスのこと。

3 職権による種別変更の迅速化

不整合記録が生じている方に対する第1号被保険者への種別変更について、職権による種別変更を行うまでの期間を短縮する。

- (注) 現在は、勸奨状を送付してから4ヶ月後に職権による種別変更を行っている。これを2ヶ月後に行うことを検討する。